

神奈川県クリーニング生活衛生同業組合と

「災害時におけるクリーニング支援に関する協定」を締結しました

災害発生時には、避難所で使用された衣類や寝具シーツなどの洗濯が困難になることが予想されます。

この課題に対応するため、避難所等でクリーニング支援を行い、衣類等を清潔に保つことを目的として、神奈川県クリーニング生活衛生同業組合と「災害時におけるクリーニング支援に関する協定」を締結しました。協定により、避難生活における衛生管理が向上し、被災者の疲労緩和や精神の安定を図ることが可能となります。

1 締結日

令和8年3月10日

2 協定の概要

- (1) 災害対応時に使用した衣類等のクリーニング
- (2) 避難所等の衣類等のクリーニング
- (3) 被災者が自宅から持ち出した衣類等のクリーニング

3 添付資料

災害時におけるクリーニング支援に関する協定書



神奈川県クリーニング生活衛生同業組合

(所在地：神奈川県横浜市中区北仲通二丁目20番地 KCK馬車道2階 理事長：太田 孔人)

神奈川県クリーニング生活衛生同業組合とは、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」で定められた営利を目的としない法定組合で、クリーニング業は国民の生活に密着した営業であることから、衛生水準の維持向上と利用者の利益の擁護に対しての指導や相談を行うとともに、近代化や政府施策の改善などを図っている神奈川県内を管理下に置く組織です。

お問合せ先

総務局緊急対策課調整幹 吉川 尚徳 Tel 045-671-3457



GREEN x EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



災害時におけるクリーニング支援に関する協定書

横浜市（以下「甲」）と神奈川県クリーニング生活衛生同業組合（以下「乙」）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める「災害」等が発生した際に、避難所での避難生活や災害対応において使用された衣類や寝具シーツなど（以下「衣類等」）のクリーニング支援を行うことを目的として、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、避難所等のクリーニング支援を行い、衣類等を清潔に保つことで、避難生活の適切な衛生管理と、被災者の疲労緩和や精神の安寧を図ることを目的とし、その手続等について定めるものとする。

（協力事項の発動及び要請）

第2条 この協定に定める災害発生時の協力事項は、原則として甲が横浜市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときに発動する。

2 災害時において甲がクリーニング支援を必要と認めた場合は、甲は乙に対し、クリーニング支援についての協力を要請することができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、対応可能な人員や関連機器の可動状況等を考慮し、可能な範囲で、クリーニング支援に関する協力を努めるものとする。

（要請手続）

第4条 第2条第2項に規定する要請は、災害時クリーニング支援要請書（第1号様式）により、行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、災害の状況等により、緊急を要するときは、電話等の方法により要請を行うことができるものとする。この場合において、甲は、乙に対し事後に前項の要請書を提出するものとする。

3 乙は、前2項の要請があったときは、可能な範囲でクリーニング支援に協力するものとする。

（クリーニング支援内容）

第5条 乙が協力するクリーニング支援は、次に掲げる事項とする。ただし、指定洗濯物は除外する。

- (1) 甲が災害対応時に使用した衣類等のクリーニング
- (2) 避難所等の衣類等のクリーニング
- (3) 被災者が自宅から持ち出した衣類等のクリーニング
- (4) 甲乙協議の上、必要と認められる業務

（完了報告）

第6条 乙は、クリーニング支援を完了したときは、災害時クリーニング支援完了報告書（第2号様式）により速やかに甲にその旨を報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等の方法で報告し、事後に報告書を提出するものとする。

(費用負担等)

- 第7条 甲の要請に基づき、乙が第5条に定めるクリーニング支援を実施するために要した経費は、原則として甲が負担するものとする。
- 2 前項の経費は、災害発生直前における市場価格その他の客観的な基準に基づき、甲乙協議の上、適正に算定するものとする。
- 3 甲は、乙から第2項の規定により協議の上決定された経費について請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を乙に支払うものとする。
- 4 緊急対応により事前協議が困難な場合においても、乙は業務完了後、速やかに実費を報告し、甲はその内容を確認の上、必要な費用を乙に支払うものとする。

(情報交換及び提供)

- 第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、必要に応じ相互に情報交換を行い、災害の発生に備えるものとする。

(連絡責任者等)

- 第9条 クリーニング支援に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を定め相互に通知するものとする。
- 2 この協定の有効期間の途中において前項で定めた内容の変更が生じた場合は、速やかに当該変更内容について通知するものとする。

(協定の有効期間)

- 第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれかから協定解除の申出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、その後の期間満了の場合も同様とする。

(協議)

- 第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

甲 神奈川県横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市
市長 山中 竹春

乙 神奈川県横浜市中区北仲通二丁目20番地 KCK馬車道2
階神奈川県クリーニング生活衛生同業組合
理事長 太田 孔人